

A) 平面図での警戒区域の設定方法

- ①階段やエレベーター、パイプダクトなどたて穴区画を確認して、別警戒区域とする。
- ②たて穴区画を除いた床面積を求める。
- ③その床面積が1警戒区域の範囲内か、あるいは、それ以上かを確認し、2警戒区域以上の場合は、関係のある室を同一警戒区域とし、壁等を境界として警戒区域を設定する。

B) 受信機の設置場所

「防災センターや守衛室等（その他これらに類する場所）の常時人がいる場所に設けること」

C) 受信機の機種を選定

- P型2級受信機・・・警戒区域が5以下
- P型1級受信機・・・警戒区域は制限なし

D) 機器収容箱（表示灯、地区音響装置、発信機）

地区音響装置の設置基準・・・その階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること」。

発信機の設置基準・・・床面の高さから0.8m～1.5m以下の高さに設けること。歩行距離で50m以下となるように設置する事。発信機の直近に赤色の表示灯を設けること。（消火栓表示灯の直近に発信機を設けた場合は自火報の表示灯を設けないことができる。

機器収容箱は地区音響装置が入っている為、水平距離25m以下を基準とされている。⇒「各階ごとに、その階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離が25m以下」という基準を満たす位置を図面上で探し記号を記す必要がある。

E) 感知器の設置基準

- ①「感知器を設置しなくてもよい部分」を確認。
- ②種別の判断 ※煙感知器でなければならない部分があるので、その部分を確認。
- ③感知器の個数を判断して図に描き入れていく。

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いたスプリンクラー設備か水噴霧消火設備または泡消火設備のいずれかを設置した場合における、その有効範囲内の部分⇒感知器を省略できる。

各感知器の設置不可な場所

| | |
|--------------------|----------------|
| 熱感知器 | 設置不可 |
| 定温式 | 排気ガス |
| 差動式分布型 補償式スポット型 | 高温、厨房 |
| 差動式スポット型 | 腐食性ガス 高温、厨房 |

製図試験でたまに出題されるもの

バッテリー室⇒定温式スポット型感知器（耐酸型）。

ボイラー室⇒定温式スポット型感知器 1 種 ※ボイラー室にオイルタンク室が設けてあれば定温式 S（防爆型）。

厨房室⇒定温式スポット型感知器 1 種（防水型）。

炎感知器が設置できる場合・・・炎で廃人になった（①排気、②じん）

煙感知器の設置義務がある場所

階段、傾斜路、たて穴式区画、廊下・通路（寄宿舍、下宿、共同住宅、蒸気・熱気浴場以外の公衆浴場。

工場、作業場、映画スタジオなど、事業場、地下、無窓階、11 階以上の階、通信室、コンピューター室。

◆感知器の種別まとめ

- ・煙感知器の設置義務がある場所⇒煙感知器 2 種
- ・一般的な場所（事務室、応接室、資料室、会議室、倉庫、機械室、電気室、変電室⇒差動 S 2 種
- ・押し入れ⇒定温式（特殊）
- ・厨房、調理室、湯沸室、脱衣室、消化ポンプ室、受水槽室⇒定温式 S1 種（防水型）
※水蒸気があるところは 1 種防水型を用いる。
- ・バッテリー室⇒定温式スポット型感知器（耐酸型）
- ・駐車場⇒差動式スポット型感知器（2 種）